

○高松市地球温暖化対策実行計画の策定について

1 策定の趣旨

昨年 6 月に地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）が一部改正され、中核市等においては、行政区域全体の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等に関して、後日、国から示される策定マニュアルに沿って、新たに地方公共団体実行計画を策定することが義務付けられた。

このような中、本市においては、地球温暖化対策は人類共通の喫緊の課題であり、迅速な対応が求められるとの認識のもと、取り急ぎ、策定マニュアルの公表に先行して、昨年 12 月に、温室効果ガス排出量削減に向け、自転車・公共交通対策、新エネルギー対策など 7 つの対策、22 の施策を定めた「高松市地球温暖化対策」を取りまとめ、個人住宅や事業所に対する太陽光発電システムの設置費助成を始め、自動車利用から公共交通・自転車利用への転換を図るため、パークアンドライド駐車場整備や歩行者・自転車道の分離など、温室効果ガス排出量削減への取組を積極的に進めてきたところである。

その後、上記温対法に沿って、去る 6 月に、国から策定マニュアルが公表されたことから、この策定マニュアルや現行の本市「地球温暖化対策」を踏まえるとともに、「高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会」から御意見などをいただく中、新たに、地域特性を活かした「高松市地球温暖化対策実行計画」を策定することとした。

2 策定の基本方針

中長期的な展望の下、本市の将来を見据えた低炭素社会づくりに向けた目標を明確にするとともに、本市の自然的社会的特性を活かし、市民・事業者・行政等が一体となり、積極的かつ効果的に取り組む地球温暖化対策を取りまとめた計画とする。

3 計画の構成（イメージ）

●計画策定の背景、意義

地球温暖化の現状や国際、国内の動向、地域特性等を踏まえ、地域における地球温暖化対策に取り組む背景・意義を整理する。

●温室効果ガス排出量および吸収量の現況把握ならびに将来推計

地域性を活かしたデータを利用して、実態に近い温室効果ガス排出量および吸収量の現況把握および将来推計を行う。

●目標設定

アンケート調査の結果や温室効果ガスの排出実態調査，将来推計をもとに，短期（２０１２年）・中期（２０２０年）・長期（２０５０年）の削減目標を設定する。

特に，短期・中期目標については，各対策を実施することによる温室効果ガス削減可能量を推計し，その対策ごとの削減可能量の積み上げにより設定する。

●対策・施策の立案

「高松市地球温暖化対策」で示した基本的な施策を踏まえつつ，自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うため，温対法が定める次の義務的記載事項も念頭に置きながら，市民・事業者・行政等の主体ごとの取組やそれらの主体が協働する取組という観点から，具体的な施策を検討する。

○策定に当たっての義務的記載事項（温対法第２０条の３第３項）

- 再生可能（自然）エネルギーの利用促進に関する事項
- 地域の事業者，住民による省エネその他の排出抑制の推進に関する事項
- 地域環境の整備および改善に関する事項
 - －公共交通機関の利用促進
 - －都市における緑地の保全および緑化の推進など
- 廃棄物の発生抑制その他の循環型社会の形成に関する事項

4 策定のスケジュール（別紙 資料２－２ 参照）